

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主・投資家、お客さま、グループ従業員、ビジネスパートナー、地域社会など当社グループを取り巻くステークホルダーや未来社会に対する責任を果たすため、事業を通じた社会課題への取り組みにより、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。その実現に向けて、経営の健全性・透明性を確保するとともに、意思決定の迅速化に資するガバナンス体制の構築に取り組めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

<対象コード>

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則2-4-1】

2021年5月に公表した長期ビジョン「GROUP VISION 2030」において、マテリアリティとして、「多様な人材が活きる組織風土をつくる」を定めまし。その実現のために2030年度の目標指標として、「健康診断受診率 100%」「中核人材における多様性の確保(女性管理職比率) 20%以上」「男性育児休暇取得 100%」「LGBTの理解深化(エラーニング受講率) 100%」を掲げ、統合報告書等を通じて進捗状況を随時開示してまいります。

また、中途採用者の管理職登用状況としては、主要事業会社の管理職のうち約4割が中途採用者であり、既に多様な人材の確保ができていますと考えております。引き続き、現状程度の登用を続ける方針です。

他方、外国人の管理職登用については、現状当社グループの主要な事業所は国内に多く、海外では米国、インドネシアをはじめ複数の国で事業を展開しているものの、外国人従業員の絶対数が少ない状況から、目標の策定・開示には至っておりません。

多様な人材が能力を発揮できる組織風土により、イノベーションを生み出し続ける企業グループを目指し、多様性の確保に向けた人材戦略について、一層の深化に取り組んでまいります。

【補充原則5-1-1】

株主との対話については、コーポレートコミュニケーション部にIR活動を担当するIR室を設置し取り組んでおります。

当社グループの幅広い事業ウイングに関する正確な情報発信、インサイダー取引規制・フェアディスクロージャールール等も踏まえた対話を行う観点から、面談には経営陣幹部が臨む方針としております。

社外取締役または監査役による面談については、今後の検討課題としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有に関する方針】

(1) 政策保有株式に関する方針

中長期的な事業戦略上の重要性や取引先との関係強化、安定した資金調達環境の維持という観点から当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合に保有します。

また、個々の保有株式が保有目的に照らして適正かどうかの検証に加え、保有に伴う便益やリスク、資本コスト等の定量的な検証を定期的に行うこととしており、取締役会に報告事項として上程しております。

その保有意義や効果が乏しいと判断される銘柄については、適宜株価や市場動向その他考慮すべき事情に配慮しつつ売却を行います。

(2) 議決権行使に関する方針

保有すると判断した株式に関する議決権の行使については、当社グループの株主価値の向上に資するか、当社の株式保有目的に照らして適正かなどを個別に判断したうえで、すべての議案に対して議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

役員や主要株主等関連当事者との全ての取引について、取引の規模及び重要性に応じて、社内規程に従い、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しております。また、取締役の利益相反取引につきましては、法令及び「取締役会規程」に基づき、取締役会において承認を得ることとしております。(ただし、店頭商品の購入など、当該取引が一般消費者としての通常取引であり、会社及び株主共同の利益を害するものではない場合を除きます。)取引が生じた場合は、法令に基づきその内容を有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則2-3-1】

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題を、重要なリスク管理の一部であると認識して、代表取締役社長直轄の「サステナビリティ委員会」を設置し、積極的・能動的に取り組んでいます。「サステナビリティ委員会」ではさまざまな課題に関する取り組み方針の策定、進捗管理、情報共有、必要に応じた管理プロセス効果の見直し等を行っております。また、その内容は定期的に取締役会に報告しております。

「GROUP VISION 2030」において、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題に対して、当社グループのマテリアリティを特定し、事業活動における機会とリスクを検証しました。詳細については、当社ホームページ及び統合報告書にて開示しております。

「サステナビリティに関する取り組み」:<https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/>

「サステナビリティに関する取り組み」(英文):<https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/en>

「統合報告書」:<https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/library/annualreport/>

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員が受入社員のみであり、社員は原籍会社の退職給付制度が適用されています。また、当社グループ各社の退職給付制度は、概ね確定拠出年金と一時金であり、企業年金のアセットオーナーとしては一部に限られています。

確定拠出年金においては、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供他、入社時には説明を行い運用の確認を行っています。また、企業年金のアセットオーナーとしてもスチュワードシップコードに対応した機関に運用を委託しつつ、経験豊富な担当者を配置し、適切に運営を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社グループは2021年5月に、2030年を見据えた長期ビジョン「GROUP VISION 2030」を策定、公表いたしました。

「GROUP VISION 2030」では、私たちが大切にしてきた「創業の精神『挑戦するDNA』」や「ありたい姿『価値を創造し続ける企業グループへ』」、またあらゆるステークホルダーの満足度を高めることで企業価値向上を図っていくという「社会との約束」の3つを、理念体系として改めて整理いたしました。また、お客さまや地域社会をはじめ当社グループをとりまくステークホルダーの中に新たに「未来社会」を位置づけ、持続的な成長を社会と共に目指していく私たちの決意を明確にいたしました。

さらに、「ありたい姿」の実現に向けて、当社グループが重視していく価値創造への取り組みテーマ(マテリアリティ)を抽出したうえで、これを踏まえた全社方針や事業方針、重点戦略を「長期経営方針」として定め、推進することとしております。

詳細は、当社ホームページに掲載しております「トップメッセージ」をご参照ください。

「トップメッセージ」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/about/message/>

「トップメッセージ」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/about/message/>

「グループ理念」: <https://www.tokyu.co.jp/company/about/>

2021年5月に開示しております2030年度を目標年度とする長期ビジョン「GROUP VISION 2030」は以下をご参照ください。

「GROUP VISION 2030」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/mgtpolicy/plan/>

「GROUP VISION 2030」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/mgtpolicy/plan/>

また、当社グループの歩みや事業活動における価値創造の全体像をステークホルダーにご理解いただくことを目的として、「統合報告書」を発行しております。

「統合報告書」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/library/annualreport/>

「統合報告書」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/library/annualreport/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針および手続き

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、取締役報酬関係、報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者の選任においては、取締役としてふさわしい人格、識見を有することや、職務遂行にあたり健康上の支障がないことを前提としたうえで、取締役会として、ジェンダーや国際性の面などを含む多様性に配慮しつつ、当社が掲げる長期ビジョンの推進に必要なスキルセットを備える体制となるよう努めております。なお、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスや多様性確保の観点から、スキルマトリクスを整備しています。

社内出身の取締役としては、長期ビジョン達成に向けた経営執行への知見や判断力のある人材を候補者として選任しております。社外取締役としては、良識的かつ客観的な視点を持ちながら、経営、財務、法務、会計などの出身分野における豊富な経験も有し、独立した立場から成長戦略やガバナンスの充実に関する問題提起や議論ができる人材を候補者として選任しております。社外取締役候補者の選任にあたっては、当社のほかに5社を超える上場会社の取締役、監査役又は執行役を兼任しないことを前提といたします。

なお、経営陣幹部の選任と取締役候補者の選任については、毎年、委員長を独立社外取締役とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。

経営陣幹部の解任については、社内規程に定める内容に違反するなど経営陣幹部として不正・不当な行為があった際、または、経営陣幹部としての適格性を著しく欠くと認められる場合、指名・報酬委員会に諮ったうえで、取締役会にて必要な対応を審議・決定することとしております。

また、監査役については、監査役としてふさわしい人格を有することや、健康上の支障がないことに加え、監査業務に必要な知見を有する人材を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において候補者として選任しております。

(5) 選解任・指名についての説明

取締役・監査役の選任理由については、第8回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

「第8回定時株主総会招集ご通知」: https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/2021/H_amg2021_1.pdf

「第8回定時株主総会招集ご通知」(英文)

: https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/2021/H_amg2021_1.pdf

また、取締役・監査役の解任については、必要な説明を行う方針です。

【補充原則3-1-3】

当社は、サステナビリティについての取り組みを適宜、当社ホームページ及び統合報告書にて開示しています。

「サステナビリティに関する取り組み」: <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/>

「サステナビリティに関する取り組み」(英文): <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/en>

「統合報告書」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/library/annualreport/>

「統合報告書」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/library/annualreport/>

また、気候変動の財務影響については、TCFDのフレームワークを用いて取り組みを実施しています。

TCFD提言への賛同

気候変動は、当社グループの事業活動にとってリスクであると同時に、新たな事業機会でもありと考えています。また、気候関連財務情報開示の重要性を鑑み、当社は2019年3月にTCFD提言に賛同し、TCFDの取り組みについて議論する国内組織である「TCFDコンソーシアム」にも参加しています。TCFDの提言を活用し、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の枠組みで各施策を推進しています。

シナリオ分析

気候変動に対応した環境経営を一層推進することを目的として、2020年度にシナリオを拡大して再検証を行いました。2030年と2050年をターゲットイヤーとして想定し、「1.5」「3」「4」の3つのシナリオで、事業範囲を「都市事業」「リゾート事業」「住宅事業」「再生可能エネルギー事業」に

拡げ、リスクと機会について影響分析を実施しています。

「サステナビリティ 環境保全への取り組み 気候変動」: <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/ja/themes/25#203>

「サステナビリティ 環境保全への取り組み 気候変動」(英文): <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/en/themes/25>

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、これに基づき経営方針や事業計画、大規模な投資計画など、当社グループの経営に関わる重要事項の意思決定を行っております。

上記の重要事項以外の業務の執行及びその決定については、グループ経営会議等の下位の会議体及び当該業務を担当する役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督しております。

また、財務・非財務の両面から、大局的な経営判断・監督に資する情報については、適宜取締役会に報告事項として上程しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社のコーポレートガバナンス上、独立社外取締役については、経営等における豊富な経験と高い見識・人格のみならず、当社グループの幅広い事業領域とそのもたらす価値を理解し、広範かつ高度な視点から助言を行うと同時に、経営陣から独立した立場で経営陣による業務執行を適切に監督するという役割・責務を果たすことが重要と考えております。

事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業分野、経営企画、ESG・サステナビリティ、人事、財務・会計等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実にについて積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる独立社外取締役により取締役会を構成することが好ましいと考えております。独立社外取締役の構成比率は3分の1以上が適切と考えており、現在の比率は40%です。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に加え、過去3事業年度のいずれかにおいて、以下の基準のいずれにも該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- (1) 当社の連結売上上の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (2) 当社が売上上の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (3) 当社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- (4) 出資比率10%以上の当社の主要株主及び出資先の業務執行者
- (5) 当社から役員報酬以外に年間100万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (6) 当社および連結子会社の取締役等の配偶者または2親等以内の親族

【補充原則4-10-1】

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、取締役関係、補足説明」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】

取締役候補者の決定に際しては、当社グループの幅広い事業領域において、各分野の経営に強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。

取締役のスキルマトリクスについては、第8回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

「第8回定時株主総会招集ご通知」: https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/2021/H_amg2021_1.pdf

「第8回定時株主総会招集ご通知」(英文)

: https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/2021/H_amg2021_1.pdf

当社グループの幅広い事業領域及び、独立社外取締役の構成比率を高める視点から、取締役15名を選任しております。

なお、経営陣幹部の選任と取締役候補者の選任については、毎年独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役選任に際しては、当社の他に5社を超える上場会社の取締役、監査役又は執行役を兼任しないことを前提としております。

毎年の定時株主総会招集ご通知において、重要な兼職の状況を記載しております。株主総会招集ご通知は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

「株主総会関連情報」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/tokyucorp.html>

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は経営の健全性・透明性の確保のため、毎年、各取締役・監査役からの意見等を踏まえその実効性を評価し、さらなる実効性向上を図るための課題を取締役会で共有し、継続的な改善に取り組んでおります。2020年度は取締役・監査役に対するアンケート調査を実施し、客観性あるアンケートの設計及び集計のため外部のコンサルタントを活用するとともに、顧問関係のない弁護士による第三者評価を得ました。その結果、「実効性が確保できており、より良いガバナンスに向けて意欲的である」との結果を得ております。引き続きさらなる実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に求められる役割と責務について理解を促進するため、事業・財務・組織・コンプライアンス等に関する必要な知識のほか、取締役・監査役として身につけておくべき教養に関する必要な知識を取得することを目的として、外部研修、セミナー等の機会を提供しています。また、社外取締役・監査役に対しては、当社グループへの理解促進のため、経営戦略や事業内容について就任時や就任後も適宜説明を行うこととしております。また、毎年1回、法令やESG関連などの今後の経営に資する知見を高めるための役員研修を自社で開催しており、2020年度は「企業におけるガバナンス・コンプライアンスについて」をテーマに取り上げて実施いたしました。

【原則5-1 株主との対話方針】

株主との建設的な対話を促進するため、当社はIR活動を積極的に行っています。仕組みや方策等、詳細についてはIRポリシーをご参照ください。

「IRポリシー」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/policy/>

「IRポリシー」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/policy/>

「サステナビリティに関する取り組み」: <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/>

「サステナビリティに関する取り組み」(英文): <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/en>

なお、当社グループにおけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項等については、当社ホームページにも掲載しておりますのであわせてご参照ください。

「コーポレートガバナンス・コード」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/about/governance/>

「コーポレートガバナンス・コード」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/about/governance/>

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話に取り組んでいます。個別面談のほか、機関投資家、アナリスト向け説明会や個人投資家向け説明会を定期開催するなど、社長・担当役員・担当部門による対話に積極的に取り組んでいます。対話から得られた株主・投資家の皆さまの意見を取締役会などに定期報告し、経営の改善に活かしていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東急株式会社	114,479,190	15.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	94,344,800	13.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	48,253,050	6.70
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	17,273,723	2.40
三井住友信託銀行株式会社	16,008,200	2.22
第一生命保険株式会社	14,918,577	2.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	14,189,300	1.97
STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED－PENSION FUNDS	11,017,100	1.53
ザバンク オブ ニューヨーク 133972	8,667,200	1.20
日本生命保険相互会社	8,107,746	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
貝阿彌 誠	弁護士													
新井 佐恵子	公認会計士													
小笠原 倫明	他の会社の出身者													
三浦 惺	他の会社の出身者													
星野 次彦	その他													
定塚 由美子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

貝阿彌 誠			<p>裁判官及び弁護士として培った、企業の法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に顧問契約はなく、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
新井 佐恵子			<p>公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知見に加え、企業においてCFOや海外現地法人の代表を務めるなどの経営経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
小笠原 倫明			<p>行政分野において培った、法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びIT・DXに関する知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
三浦 惺			<p>公益性の高い通信事業を担うNTTグループにおいて要職を歴任され、長期的かつ持続的な視点に立った持株会社の経営、また海外事業、人事・労務、IT・DXなどに豊富な経験と幅広い見識を有しています。その知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
星野 次彦			<p>財務省及び国税庁における業務や在職中に取り組まれた金融庁の設立等を通じて培った、会計・財務及び法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
定塚 由美子			<p>厚生労働省における業務や在職中に取り組まれた働き方改革、女性活躍推進等を通じて培った、法務・コンプライアンス・リスクマネジメント、人事・労務及びESG・サステナビリティに関する知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武智 克典			<p>同氏は、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、当社との間に顧問契約はございません。</p> <p>同氏は、税理士法第51条に基づく通知税理士として税理士業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>また、同氏は、社外監査役として、主に客観的立場による経営監視等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定しております。</p>
仲澤 孝宏			<p>同氏は、大手監査法人における長年の監査業務、アドバイザー業務等の経験に基づく専門的知見を、当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、当社との間に顧問契約はございません。</p> <p>同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>また、同氏は、社外監査役として、主に客観的立場による経営監視等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数 8名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

株式価値と取締役報酬との連動性をより明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主と共有するため、取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)及び執行役員(当社の取締役会により定める者に限る。)に対する株式報酬制度を導入しております。なお、本株式報酬制度により交付する株式は、原則として退任時に交付いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「本決定方針」という。)について、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、その内容の概要は以下のとおりです。

報酬の決定にあたっては、優秀な人材の獲得・維持、職務執行の動機付けが図れる水準とすること、中長期的な企業価値及び株主価値増大への貢献意識を高める制度、構成とすることの2点を基本方針としております。

業務執行取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長の報酬水準をベースに、外部調査機関の客観的な報酬調査データ等を参考にしながら、一定の役位格差に基づき報酬水準を定めております。基準となる代表取締役社長の報酬水準(金銭報酬+株式報酬)は、原則として前年度の連結営業利益の0.1%を総額の目安に、特別利益額・特別損失額や同業他社の報酬水準等を勘案のうえで決定いたします。

報酬体系としては、日々の業務執行の対価としての月例報酬(毎月支給の基本報酬)と、単年度実績及び経営計画の達成度、ESGへの取り組み等を総合的に勘案し支給する賞与(業績連動報酬等)、株価変動によるメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意識を高める株式報酬(非金銭報酬等)で構成し、月例報酬:6、賞与:3、株式報酬:1の割合を目安に支給することとしております。月例報酬はこの割合から支給額を算定し支給いたします。賞与は、個人別の実績について5段階評価を行い、その評価に応じて60%から140%の範囲で変動するものとしており、年1回支給いたします。また、株式報酬は、信託型株式報酬制度のなかで、役位に応じて設定・付与されたポイントに基づき退任時に支給することとしております。

非業務執行取締役の報酬は、独立した客観的な立場からの当社経営の監督という役割に鑑み、毎月支給の基本報酬(固定報酬)のみにより支給することとしております。報酬水準については、外部調査機関の客観的な報酬調査データ等を参考にしながら、当社が求める人材の招聘に必要な水準に設定しております。

(2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月26日開催の第1回定時株主総会において、年額600百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の、取締役の員数は9名です。

監査役の金銭報酬限度額は、2014年6月26日開催の第1回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の、監査役の員数は4名です。

取締役の株式報酬については、2017年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき、社外取締役を除く(取締役及び委任契約を締結している執行役員)に対し、1年あたり17万株を交付上限とする株式交付信託を設定しております。当該定時株主総会終結時点の、本制度の対象となる取締役の員数は7名です。

また、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会にて、株式報酬制度の一部変更と継続を決議しており、株式交付信託を継続のうえ、取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除く)及び委任契約を締結している執行役員(取締役会により定めた者に限る)に対して、1年あたり13万ポイント(1ポイントは1株に換算します)を付与上限とし、原則として退任時に当社株式を交付することとしております。当該定時株主総会終結時点の、本制度の対象となる取締役の員数は8名です。

(役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	253	168	67	16	10
監査役 (社外監査役を除く)	57	57	-	-	2
社外役員	52	52	-	-	6

(注1)株式報酬は非金銭報酬等に該当します。

(注2)上記員数及び報酬等の額には、2020年6月25日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

(注3)2020年度の株式報酬は、2017年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議に基づく制度になります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの理解促進のため、経営戦略や事業内容について就任時に説明を行うことといたします。加えて、社外監査役に対しては業務執行者から独立した組織である監査役室が監査役の監査業務の円滑な遂行をサポートしております。また、社外取締役に対しては取締役会事務局(グループ総務部)等から適宜情報の提供を行うほか、随時要望に応じて情報提供を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

当社には、相談役・顧問の制度がありますが、2021年6月現在、元代表取締役社長等である相談役・顧問等に該当する者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制)

当社では、取締役会を株主総会に次ぐ経営上の最高意思決定機関と位置づけしており、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより当社の経営方針及び当社グループの業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務の執行を監督してまいります。取締役会は、取締役で構成され、原則として定例取締役会を月に1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。

監査役は、株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行を監査してまいります。監査役会は、監査役で構成され、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、法令、定款に従い監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成してまいります。なお、監査役のうち2名が社外監査役であります。

当社は、ステークホルダーに対する責任を果たすため、事業を通じた社会課題への取り組みにより、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っており、その実現に向けて、経営の健全性・透明性を確保するとともに、意思決定の迅速化に資するガバナンス体制の構築に取り組んでおります。

(業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス)

(1) グループ経営会議の設置

グループ経営方針、経営戦略及びグループマネジメントに関する重要な計画案・実施案の審議・協議及び報告並びに子会社の重要な投資計画案・実施案及び事業戦略案の審議・協議及び報告機関として、グループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、取締役会長・副会長・社長、取締役以下、執行役員等で構成され、原則月1回開催しております。

(2) 指名・報酬委員会の設置

取締役の選任・報酬の決定等について手続きの公正性・透明性を確保することを目的に取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会の委員長は、独立社外取締役の中から取締役会の決議により選定し、また委員のうち過半数を独立社外取締役としております。

(3) 執行役員の選任

経営機能と業務執行機能を分離し、経営の効率化、意思決定の迅速化等を目的として、執行役員制度を導入しております。

(4) 取締役の任期

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を1年にしております。

(監査役の機能強化)

監査役員数に占める社外監査役の比率を半数としており、取締役会への出席に加え、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査いたします。

また、監査職務を円滑に執行することを目的として、監査役の職務を補助すべき使用人として取締役から独立した監査役室を設置しております。更に、前述の通り、監査役は内部監査部門又会計監査人と緊密な連携をとって、監査の実効性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。上述の通り監査役は、監査役員数に占める社外監査役の比率を半数としており、取締役会への出席に加え、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、財産の状況の調査等を通じ、取締役・執行役員の職務執行を厳正に監査し、内部監査部門及び会計監査人もも密接な連携を図っております。これにより適正な監査を実施してまいります。

また、広範な事業領域において多岐に亘る事業活動を行っている当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、社外取締役を登用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第1回定時株主総会(2014年6月)から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム(東証プラットフォーム)に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第1回定時株主総会(2014年6月)から実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、参考資料、適時開示資料、決算説明会資料を掲載し、決算説明会資料については、説明会における説明内容も合わせて掲載しています。(URL https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/library/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部IR室に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、各社の担当役員で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、コンプライアンス経営、環境マネジメントや社会貢献活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程において、すべてのステークホルダーに対し、平等・適時・適切な情報開示を行い、当社の経営状況及び企業活動についての正しい評価と理解を得るよう努める旨を定めております。
その他	「サステナビリティ委員会」において、女性の活躍機会の拡大や登用をはじめとした人材の多様性について、継続的に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループの持続的発展と企業価値の恒常的成長を図るために、コンプライアンス経営を徹底し、業務の適正を確保しながら、効率性・有効性を高めて業績の目標など経営課題を達成し、適切な情報開示を実践することを目的として、取締役会等機関、経営者及び従業員等、全てのグループ構成員が内部統制システムの整備・運用に取り組むこととしております。

また、監査役は、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証しております。

(内部統制システムの整備状況)

(1) 東急不動産ホールディングスグループ行動基準

当社グループは、法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的として、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」を定め、全役員に内容の理解と基準に即した行動を求めてまいります。

(2) 取締役の職務執行に関する体制

経営の組織的・効率的推進を目的とし業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」や「決裁規程」に則り適切な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会及びグループ経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。さらに、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化並びに業務の効率性を確保しております。

(3) コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンス部門を設置し、全役員に対する啓蒙を含め、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」に即したコンプライアンス経営の徹底に努めてまいります。

具体的には、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」実践のために、コンプライアンス規程に基づく細則である「東急不動産ホールディングスグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、役員に案内のうえ、定期的にコンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスの周知徹底を図るとともに、当社グループにおける法令の制定・改正等の情報伝達、各種法務マニュアルの整備等を通じて、業務における法令遵守の環境を整えております。また、法令違反等を未然に防止・改善するため、「コンプライアンス・ヘルプライン窓口」(内部通報窓口)を設置しており、社内で直接受け付ける窓口の他、外部の弁護士が受け付ける窓口(外部通報窓口)をあわせて設置しております。通報窓口へ通報された内容は社内の対応部門へ報告されると共に、経営陣から独立した判断ができるよう、当社の常勤監査役にも報告される体制となっております。

(4) 内部監査体制

内部監査部門の独立性・公平性を確保するため、グループ内部監査部を設置しております。グループ内部監査部は当社及び子会社等の業務全般にわたり内部監査を実施し、管理・運営の制度及び業務遂行状況を合法性・合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、業務の改善を促進させる体制をとっております。

(5) リスク管理体制

当社は、経営目的の達成を阻害する損失の危険を統括的に管理するため、全社の重大リスクを把握し、対策の実施等を優先度に応じて計画的かつ継続的に行っております。主要なリスクについては、「リスク管理基本規程」に基づき個別リスクごとの主管部署を定め、「リスクマネジメント委員会」において当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理しております。

また内部監査によりリスク管理体制及びリスク管理業務の十分性を確認するとともに、重大リスクに関する監査を優先度に応じて計画的に実施しております。緊急かつ重大な損失の危険が発生・発見された場合は、「緊急時対応基本規程」に基づき適切な情報伝達及び意思決定を行い、被害を最小限に止めるなどの的確な対応を行っております。

(6) 情報管理体制

当社グループの役員が業務上取り扱う情報に関する管理の重要性を認識し適切な管理を実施することを目的として「情報管理基本方針」及び関連諸規程を定め、情報の共有化による業務の効率化、秘密漏洩防止、適切な情報開示に努めることとしております。

取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務の執行に係る情報についても適切に保存・管理し、取締役及び監査役は必要に応じて常時これらの保管文書を閲覧できるものとしております。

電子情報等については別途「情報セキュリティ細則」を定め、情報管理責任者による利用監視や端末利用に関する規則等、役員が遵守すべき事項を定めております。

また、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止することを目的として「内部者取引防止規程」を定めております。

(7) グループ内の内部統制システム体制

連結企業集団としての当社グループにおける業務の適正確保及びコンプライアンス経営の徹底等を目的として、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」を定め、当社グループ全体におけるコンプライアンス経営の浸透に努めてまいります。

グループ全体の経営管理については、連結企業集団としての目標・方針・事業計画を協議調整し、当社グループ各社に共有化を図ることとしております。

経営管理については、子会社と締結するグループマネジメント委託契約書に則り、会議体及び個別の協議、連絡の場を通じて、各社経営または事業運営における進捗状況、重要事項について報告・相談を受けるものとし、必要に応じて助言・指導または承認を行うこととしております。また当社による内部監査を適宜実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた取り組み)

(1) 基本的な考え方

当社はコンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係遮断のために、万一不法・不当な行為や要求に直面した場合には、個人的対応を行わず、担当部署であるグループ総務部に連絡・相談し、組織的対応をするものとしております。具体的には、会社法に基づく内部統制システム「業務の適正を確保するための体制」及

び「東急不動産ホールディングスグループ・コンプライアンスマニュアル」において規定した反社会的勢力に対する行動基準に基づき、「反社会的勢力対応ガイドライン」「反社会的勢力対応の手引き」において、未然防止措置等、実際の手続きを定めております。また、コンプライアンス研修の一部として社員に対する教育・周知徹底を図り、平素から警察・弁護士等外部機関との緊密な関係を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

(1) 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の基本理念・行動指針を実現するために策定された「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」において、すべてのステークホルダーに対して平等・適時・適切な情報開示を行うとともに、企業として適切な広報活動に努め、当社の経営状況及び企業活動についての正しい評価と理解を得るよう努めることを規定しています。

社内体制としては、「分掌事項」「職務権限規程」及び「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」に基づき、会社情報の適時開示についてはコーポレートコミュニケーション部、グループ総務部、グループ経営企画部が所管することといたしております。

また、「情報管理基本方針」及び関連諸規程を定め、社外からの開示の要求に適時・適切に対応することを規定するとともに、担当執行役員は情報管理統括責任者として、情報管理全般につき、制度の立案、実施の指導・管理及び定期的な点検並びに就業者に対し定期的な教育活動に努めることといたしております。

当社及び子会社等における決定事項・発生事実に関しては、「グループ経営企画部、グループ総務部、グループ財務部」に伝達、集約される体制を構築しており、東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、「コーポレートコミュニケーション部、グループ総務部、グループ経営企画部」において総合的に協議・検討を行い、代表取締役社長の承認、また必要に応じて社内決裁を経て、速やかに開示いたします。

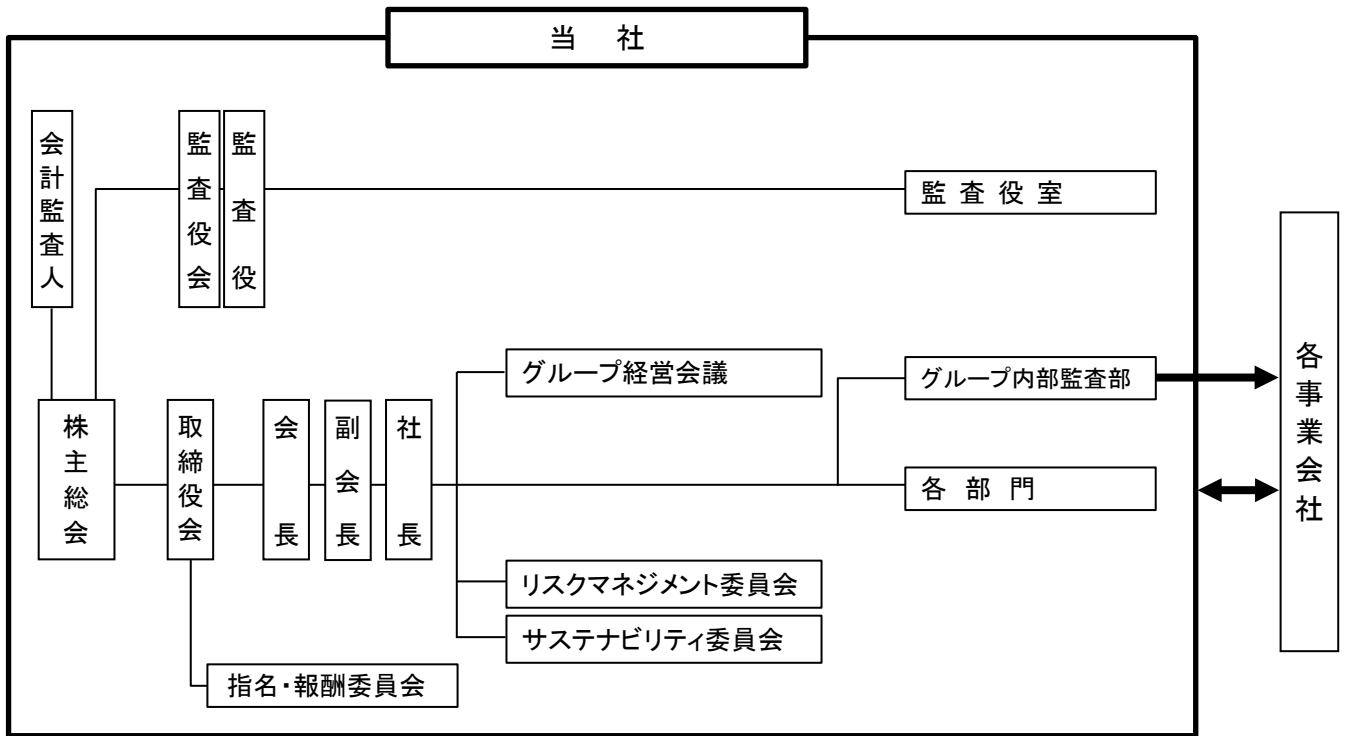
情報開示の手続きについては、原則として東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示を行い、その上で遅滞なく報道機関への発表及びその他法令・諸規則の定める開示手続きを行います。なお、当該情報については、開示後速やかに当社ホームページに掲載いたしてまいります。

また、金融商品取引法に基づく決算・財務情報などの法定開示事項については、コーポレートコミュニケーション部、グループ総務部において作成、社内決裁を経て関東財務局へ提出し、公衆の縦覧に供されております。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能等

経営諸活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から、公正かつ客観的な立場で検討・評価し、代表取締役社長への経営実態の正確な報告を行うこと、及びその結果に基づく情報の提供並びに業務の改善・合理化への助言・提案等を行い、企業の経営目標の効果的な達成に役立てることを目的として、他の部署から独立したグループ内部監査部を設置しております。グループ内部監査部は年度監査計画等に基づき、社内の全ての業務及び法令等に違反しない範囲で関連会社の業務を対象に内部監査を実施、またグループ総務部及びグループ法務部がマニュアル整備、リスク管理研修等を実施して規範遵守を広く推進するなど、適時・適切な情報開示に向け、適正な業務推進の実現を図ってまいります。また、監査役は監査役監査基準に基づき、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況と監視、検証しております。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

